

網走家畜衛生情報

電話 0157-36-0725 FAX 0157-36-5801

令和2年度(2020年度) 第2号
北海道網走家畜保健衛生所

～飼育動物診療施設の開設者・管理者のみなさまへ～

届け出た事項に変更があれば、

変更届の提出が必要です！

※ 次の①から⑧の事項に変更があった場合、**10日以内**に
網走家畜保健衛生所またはオホーツク総合振興局農務課
に変更届を提出してください。
(獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条)

- ① 開設者の氏名・住所
- ② 管理者の氏名・住所
- ③ 診療業務を行う獣医師（新規採用など）
- ④ 診療施設の名称
- ⑤ 診療施設の構造設備（部分的な改築など）
- ⑥ エックス線装置に関する事項（使用装置の変更など）
- ⑦ 診療の業務の種類
- ⑧ 法人の場合、定款



※ 4月1日より変更届の様式が一部変更され、届出事項の
「変更年月日」の記載が必要になりました。

また、診療施設開設届出など他の申請様式にも一部変更
があります。

各種様式の電子データ(ワード形式)が必要な場合は、家畜
保健衛生所にお問い合わせいただくか、北海道庁 畜産振興課
のホームページをご覧ください。

畜産振興課HP－獣医師、獣医療に関すること

－飼育動物診療施設開設状況